

～「御意見箱」に寄せられた御意見・御要望について～
(令和6年分)

1. 概要

出入国在留管理庁では、外国人との共生社会の実現を目的に、国民の皆様及び外国人の皆様から、共生施策に係る御意見・御要望を受け付け、関係省庁等と共有しています。

また、上記以外の御意見等（出入国在留手続に関するお問合せ、個別・具体的な御相談等）についても内容を確認し、必要に応じて関係部署に共有しています。

今般、令和6年中に寄せられた共生施策に関連する御意見・御要望について、件数を取りまとめるとともに、主な意見等の概要を紹介させていただきます。

今後も、皆様から寄せられた御意見・御要望を参考に、関係省庁等と連携して共生社会の実現に向けて、取組を一層推進してまいります。

2. 令和6年に寄せられた御意見・御要望の概要

- ・ 集計期間：令和6年1月1日から同年12月31日まで
- ・ 集計期間中の総投稿件数：593件
- ・ このうち、共生施策に関連する御意見・御要望の件数：39件

3. 主な御意見・御要望の概要

(1) 日本語でのコミュニケーションについての御意見・御要望

- ・ 外国人が日本に留まるよう促す機会をもっと作ってください。政府は、来日する外国人にとって最大の障害が言語の壁であることを理解しているはずですが。大使館を通じ、世界中特に発展途上国などで日本語学習センターを拡大することを提案します。
- ・ もっと多くの言語学習リソースがあれば、日本への移住者に役立つと思います。日本に移住者を引き付ける場所でさえ、比較的少ないリソースしかありません。また、漢字は中国語圏外から来た外国人にとっては難しいので、ふりがなを振ってけるとより助かります。

(2) 行政や生活に関する情報の入手についての御意見・御要望

- ・ 私は留学生として日本に来て、4月から日本の企業に就職する予定です。しかし、今まで日本の税法や厚生制度について、近くに相談できる人や場所も全然見つからない状態です。私みたいな学生在留資格から就職在留資格に代わる外国人に、ガイドブックのような本またはサイト（公的機関の確実なサイト）を提供いただきますと幸いです。

(3) 行政機関の相談体制についての御意見・御要望

- ・ 外国人との交流が好きなので語学を勉強してスキルを身に付けましたし、外国人が困っていれば、喜んでサポートしたいのですが、そのような機会がありません。民生委員のように、高い外国語能力がある日本人のみが登録可能な「外国人相談委

員」のような制度があればいいのになと思います。

- ・ 外国人相談を行っている窓口では、相談員の募集は短時間労働のアルバイト程度の待遇の場合が多い。また雇用にも期限がある場合が多いので、専門的に学んだ人や知識のある人でも再雇用されず、別の業務につくような状況になっている。外国人相談の窓口相談員としての知識や経験のある人が正規で長く働ける環境をきちんと整備してほしい。現在の状況は非正規雇用で任期がきて終了、結局その場限りの対応で後に続いていないと感じる。

(4) 住宅についての御意見・御要望

- ・ 日本で働く外国人の私たちは、住める場所がないと生活ができません。文化や生活習慣は人それぞれあるし、なかなか調整が難しいということは間違いありません。ただし、私たちは日本で育っていないからと言って家を借りることを断られると、そもそもこの国で暮らせません。お互いの文化についてもっと理解し合えば、きっと日本人と外国人は近くで一緒に平和に暮らせるようになると思っています。
- ・ 外国人というだけで賃貸の入居を断られることが多くあります。顔を合わせて話をしたりすることや入居審査をすることもなく、外国人というだけで断るのは偏見や差別です。このような行動や言動は偏見や差別であると日本人が気付けないこと自体が問題であり、それは偏見や差別だと伝えても、頑なに差別ではないと言われることもあります。外国人は日本人と共生したいと思っているにも関わらず、日本人はそう思っていないと感じます。もっと社会で多様な人たちが共生できるようになればいいと思います。

(5) 子育て・教育についての御意見・御要望

- ・ 『人手不足』の観点から外国人人材を受け入れる場合、今後は『長期的に就労しやすい制度』が必要になると感じます。外国人が結婚し、日本で生活しながら出産・子育てをしたいと考えた場合、外国人同士のコミュニティや学校等の教育環境整備・契約可能な賃貸や住宅の確保等、外国人が生活しやすい魅力的な環境が整っていなければ、母国への帰国を希望すると思います。

(6) 仕事についての御意見・御要望

- ・ 日本で働き、暮らすことを目指している者として、外国人を歓迎し受け入れる環境を整えることは、多様なコミュニティが調和して共存するために不可欠だと思います。国籍や民族に関係なく、雇用、教育、社会参加の機会を確保することは、本来の意味でのインクルーシブな社会を作る上で極めて重要です。

(7) 日本人との関わり・社会参加

- ・ 私は日本国籍を取得しましたが、私の姓が華人のものであるため、公共施設の利用、金融機関での手続き、さらには就業や住居の契約など、外国人として扱われることが多々あります。このような状況は、同様の境遇にある多くの人にも共通の問

題だと考えます。この問題を解消するためには、日本国籍を取得した人々に対する正しい理解を広めるための啓発活動や、関係機関への注意喚起、チラシやポスターなどを制作し配布することが有効であると考えます。

(8) その他

- ・ 行政の各種フォームに外国人の名前を入力する際、字数制限に引っかかってフォームが使えないことが多くて困っている。現状はフルネーム 10 文字以内、姓・名 5 文字以内に制限されているが、外国人名は 5 文字を超える名前が少なくない。私は外国人配偶者がおり、配偶者の名前が長いためオンライン確定申告などの電子システムが使えないなどの不便を強いられている。姓・名ともに 10 文字（フルネーム 20 文字）まで上限を上げて欲しい。
- ・ 日本に来たばかりの外国人の方は、住民登録や携帯電話の契約、銀行口座開設などが、1 人ではままなりません。これらの手続のサポートは法律上行政書士業務から外れており、事業としてはサポートできず、無償で十分にサポートするのは厳しい状況です。外国人のサポートができる入管公認の外国人支援機関の制度ができれば、より一層ビザ申請のサポートがしやすくなると感じており、そのような制度の検討をお願いできたら嬉しいと考えております。

以上